

発議案第15号

学校施設へのエアコン設置に対する国庫補助率の引き上げを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月17日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	嵐 芳 隆	印
	同	木 下 映 実	印
賛成者	八千代市議会議員	成 田 忠 志	印
	同	海老原 高 義	印
	同	小 林 恵美子	印
	同	原 弘 志	印
	同	横 田 誠 三	印
	同	西 村 幸 吉	印

## 提案理由

国に対し、学校施設へのエアコン設置における国庫補助率の引き上げを求める。

これが、本案を提出する理由である。

学校施設へのエアコン設置に対する国庫補助率の引き上げを求める意見書

子供たちにとって学習環境は学力向上のために重要であり、国はひとしく子供たちが快適に学習できるよう環境の整備を行う責務を持っている。

近年の夏季の気象状況は、児童・生徒が集中して授業を受けるには酷な気候である。そのような中、各市町村では、学校の各教室にエアコンを設置する動きが見られる。本市においても、市内小・中学校の全教室にエアコンを設置してほしいという保護者からの要望がたびたびあり、本議会において多くの議員からエアコンの設置について質問がなされているところである。

しかしながら、全教室にエアコン設置となると受電設備の整備を含め多額の経費を要することとなる。現在、学校施設へのエアコン設置には学校施設改善交付金など多少の国庫補助はあるが、残りは起債及び一般財源での対応を余儀なくされている。財政力に乏しい市町村にとってエアコン設置は困難なものとなる。

よって、本市議会は国に対し、学校施設へのエアコン設置における国庫補助率の引き上げを求める。また、学校施設へのエアコン設置をリースで対応した場合にも国庫補助の対象とするようあわせて求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

文部科学大臣様